

令和5年 11月 7日

各 位

山梨県職業能力開発協会  
技 能 振 興 課

技能検定 シーケンス制御作業における受検資格等の取扱いについて

令和5年度よりシーケンス制御職種（シーケンス制御作業）が新規職種として設置されました。

旧職種（作業）：電気機器組立て職種（シーケンス制御作業）  
新職種（作業）：シーケンス制御職種（シーケンス制御作業）

旧職種の技能士合格をしていますが、新職種の技能士合格とはなりませんのでご注意ください。

なお、経過措置としてD申請（実技・学科両方免除申請）をすることで、新職種の技能士合格となります。直近で上位級を下位級の技能士合格による実務経験の短縮で受検申請予定の方、特級受検を予定の方は、令和6年度前期の受検申請期間中にD申請をする必要があります。

- （例1）3級合格者 → 2級の受検 新職種（作業）の3級を事前にD申請する必要あり  
（例2）1級合格者 → 特級の受検 新職種（作業）の1級を事前にD申請する必要あり

（実務経験等で受検資格を満たしている場合は、D申請を行う必要はありません。）

【D申請概要】

- 受検申請期間：令和6年4月上旬（予定）
- 提出書類等：受検申請書用紙、本人確認書類、旧職種合格証書の写し  
※顔写真、受検手数料は不要
- 主な記入内容：受検者情報のほか「試験の免除」欄の実技試験及び学科試験項目へ  
旧職種（作業）、技能士番号、合格発表日を記入

※ご不明な点がございましたら下記問合せ先へご連絡ください。

（問合せ先）

山梨県職業能力開発協会  
技 能 振 興 課

住所：甲府市大津町 2130-2

電話：055-243-4916

FAX：055-243-4919